

公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標の終了時における 検討について（案）

1 趣旨

地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下、「見込評価」という）を行った時は、第 79 条の 2 第 1 項に基づき、設立団体の長は、中期目標の期間の終了時まで、下記の検討を行い、所要の措置を講ずる必要がある。

- （1）業務を継続させる必要性
- （2）組織の在り方その他その組織及び業務の全般

また、同条第 2 項により、検討にあたり評価委員会の意見を聴くこと、同条第 3 項により、第 1 項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表することが規定されている。

2 検討の方法

- 令和 8 年度は第三期中期目標（令和 3～8 年度）の最終年度であることから、評価委員会の意見を聴き、終了時の検討を行う。
- 令和 7 年度に法人が受審した評価の内容を踏まえて検討を行う。

名称	評価機関	実施時期
見込評価	公立大学法人評価委員会	令和 7 年 9 月
認証評価	一般財団法人大学教育質保証・評価センター	令和 8 年 3 月

- 検討結果及び講ずる措置については、第 1 回評価委員会終了後、すみやかに三重県ホームページに公表することとする。

3 見込評価

評価を実施した 7 項目は全て「A：中期目標の達成状況が良好である」であり、いずれも中期計画の内容に沿って着実に実施していると位置付けられることから、全体として、中期目標を達成できる見込みである。

【評価委員会コメント（抜粋）】

- ・学生相談制度、チューター制度が適切に運用されており、学生への周知率や満足度が高く、学生が相談しやすい環境が整備されている。
- ・出前講座や公開講座において、県民のヘルスリテラシー向上に資するプログラムが提供されており、大学の地域貢献として地域住民の心と体の健康に役立っている。
- ・県内医療機関の情報提供の充実を図り、県外就職志望における原因分析の結果を明文化するなど、引き続き、県内就職率の向上につながる活動をお願いしたい。

4 認証評価

大学教育質保証・評価センターが定める大学評価基準を満たしている。

【認証評価機関コメント（抜粋）】

- ・三重県で生活する人々の営みや多様な生活の場を理解するための知識や技術を学ぶことを目的に、2022年度から学部に必修科目「三重を知ろう I・II」を配置し、1年次の地域実習や病院実習、2年次の地域との連携・協働によるフィールドワークを通じて地域特性の理解を深めることで、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成に取り組んでいる。
- ・学部及び大学院の成績評価については、学修到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学修者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。

5 検討結果

(1) 業務を継続させる必要性

見込評価において、中期目標・計画の達成が見込まれ、業務の進捗状況は順調であり、適切に業務運営が実施されていると評価されている。また、認証評価においても、大学評価基準を満たしていると評価されている。

これらを踏まえ、引き続き法人に業務を継続させることは妥当と考える。

(2) 組織の在り方その他その組織及び業務の全般

見込評価及び認証評価での提言等をふまえ、第四期中期目標を策定する中で所要の措置を講ずることとする。

【参考】

地方独立行政法人法

(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績
- 2～7 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

学校教育法

(認証評価制度)

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。